

総務常任委員会資料

付託議案説明資料

令和 8 年度兵庫県一般会計補正予算について

令和 8 年10月 1 日

総 務 部

県 民 生 活 部

令和8年度 9月補正予算（緊急対策）（案）

県民生活部

1 補正予算の規模

（単位：千円）

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳						合計 a+b
			国庫			特定	起債	一般	
			通常補助	地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金				
一般会計	7,480,110	25,000	0	25,000	0	0	0	0	7,505,110

2 事業の概要

（単位：千円）

事業名	事業内容	金額
県民の安全・安心に向けた取組		
県民の安全・安心の確保		
特殊詐欺被害防止対策の強化	<自動録音装置の追加配付> 独居高齢者など特殊詐欺被害リスクの高い世帯に、効果的な防犯対策となる自動録音装置の設置を積極的に促すため、既存電話機に設置する外付け自動録音機を配付（既存配付事業の配付台数拡充） ○支援対象 65歳以上の高齢者 （機器設置が困難な高齢者には設置をサポート） ○実施方法 ひょうご地域安全まちづくり推進協議会を通じて高齢者宅へ機器を送付（8,000台）	24,000 （全額国庫）
	<特殊詐欺被害の防止に向けた普及啓発の強化> 自動録音装置・特殊詐欺対策アプリ（※）の普及促進など、特殊詐欺被害の防止に向けた普及啓発を実施 ○特殊詐欺対策啓発強化期間の設定 特殊詐欺が増加傾向にある年末・年始に向けて「啓発強化期間」を設定 ○特殊詐欺対策講習会・啓発キャンペーン 年間を通じて県民への普及啓発を実施 ※特殊詐欺対策アプリ〔警察庁推奨〕 国際電話や特殊詐欺等の犯行に利用された電話番号からの着信を拒否・警告する、スマートフォンを通じた特殊詐欺の被害防止に有効な警察庁推奨のアプリ	1,000 （全額国庫）
合 計		25,000

県議会議員補欠選挙の実施に伴う予算対応について（総務部）

1 概要

県議会議員に欠員が生じたことに伴う補欠選挙の実施することとし、所要経費を9月補正予算に計上。

〔選挙区〕 高砂市

〔告示日〕 10月16日（金）

〔投票日〕 10月25日（日）

2 予算規模

- ・ 予算額 58,016 千円
- ・ 財 源 一般財源

付託議案説明資料

条 例 ・ 事 件 決 議

令和 8 年10月 1 日

出 納 局
危機管理部

<目次>

- 1 [第 82 号議案]収入証紙条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 [第 93 号議案]公益財団法人都道府県センターに対する出捐・・・・・・・・・・ 4

第82号議案 収入証紙条例を廃止する条例

1 制定の理由

本県では、手数料の徴収に関する事務の効率化を図るため、収入証紙条例において兵庫県収入証紙（以下「証紙」という。）による収入の方法を定めている。

近年、証紙による手数料の納付方法の代替手段として、電子納付やキャッシュレス端末の整備が進んだこと等を踏まえ、証紙を廃止する。

2 制定の概要

収入証紙条例を廃止する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年10月1日

(2) 経過措置等

ア 証紙販売：令和9年9月末まで

イ 証紙使用：令和10年3月末まで

ウ 未使用証紙の払戻：令和14年9月末まで

(3) 改正する条例

ア 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正

イ 情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例の一部改正

第93号議案 公益財団法人都道府県センターに対する出捐

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対する被災者生活再建支援金の支給に対応するため、被災者生活再建支援基金に充てるために必要な資金として、公益財団法人都道府県センターに次のとおり出捐しようとする。

1 出捐先団体

公益財団法人都道府県センター

2 出捐金額

1,547,237千円

第67号議案 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例

1 制定の理由

県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会の調査報告書及び秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会の調査報告書を踏まえ、情報が適切に管理されなかったことに対する責任を明確にするため、知事の給与の減額の措置について、所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 給料月額の特例（附則第2項関係）

令和8年7月分から同年9月分までの知事の給料月額について、減額割合を次の表の改正後の欄に掲げる割合に引き上げる。

	改正前	改正後
知事	100分の30	100分の50

(2) その他（附則第1項関係）

規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

第 67 号議案

知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県条例第 号

知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与の特例に関する条例（令和 3 年兵庫県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（給料月額の特例）

- 2 令和 8 年 7 月分から同年 9 月分までの知事の給料月額に係る第 1 条の規定の適用については、
県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会の調査報告書及び秘密漏えい疑い
に関する第三者調査委員会の調査報告書を踏まえ、情報が適切に管理されなかったことに対する
責任を明確にするため、同条中「100分の30」とあるのは、「100分の50」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年9月30日

総務常任委員会

委員長 橘 秀太郎 様

総務常任委員会委員 高橋 みつひろ

第67号議案「知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例」の修正案

標記議案について、下記のとおり修正を求めます。

記

- 1 給料月額の特減割合の引上げという不利益措置を令和8年7月に遡及して適用することができないため、新設される附則第2項中「令和8年7月分から同年9月分まで」を「令和8年11月分から令和9年1月分まで」とする。

以 上